

海津市告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、海津市議会第3回定例会を次のとおり招集する。

令和元年8月21日

海津市長 松 永 清 彦

- 1 期 日 令和元年9月4日
- 2 場 所 海津市役所西館 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（15名）

1番	里 雄 淳 意 君	2番	二ノ宮 一 貴 君
3番	松 岡 唯 史 君	4番	松 田 芳 明 君
5番	浅 井 まゆみ 君	6番	伊 藤 誠 君
7番	橋 本 武 夫 君	8番	飯 田 洋 君
9番	伊 藤 久 恵 君	10番	六 鹿 正 規 君
11番	藤 田 敏 彦 君	12番	川 瀬 厚 美 君
13番	服 部 寿 君	14番	水 谷 武 博 君
15番	赤 尾 俊 春 君		

不応招議員（なし）

令和元年海津市議会第3回定例会

◎議事日程(第1号)

令和元年9月4日(水曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第10号 平成30年度海津市土地開発基金の運用状況に関する書類の提出について
- 日程第4 報告第11号 専決処分の報告について
- 日程第5 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 報告第13号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 議案第36号 令和元年度海津市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第11 議案第37号 令和元年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第38号 令和元年度海津市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第39号 令和元年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第40号 令和元年度海津市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第41号 海津市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について
- 日程第16 議案第42号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第17 議案第43号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第44号 海津市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第45号 海津市自治基本条例(理念条例)について
- 日程第20 議案第46号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第47号 海津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第48号 海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第23 議案第49号 海津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第50号 海津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第51号 市道路線の廃止について
- 日程第26 議案第52号 令和元年度海津市下水道事業特別会計への繰入変更について
- 日程第27 議案第53号 海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第28 認定第1号 平成30年度海津市一般会計決算の認定について
- 日程第29 認定第2号 平成30年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について
- 日程第30 認定第3号 平成30年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について
- 日程第31 認定第4号 平成30年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計
決算の認定について
- 日程第32 認定第5号 平成30年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第33 認定第6号 平成30年度海津市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第34 認定第7号 平成30年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第35 認定第8号 平成30年度海津市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第36 認定第9号 平成30年度海津市水道事業会計決算の認定について
- 日程第37 認定第10号 平成30年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定につい
て
- 日程第38 認定第11号 平成30年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定につい
て
- 日程第39 認定第12号 平成30年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について
- 日程第40 認定第13号 平成30年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について

◎出席議員（15名）

1番	里 雄 淳 意 君	2番	二ノ宮 一 貴 君
3番	松 岡 唯 史 君	4番	松 田 芳 明 君
5番	浅 井 まゆみ 君	6番	伊 藤 誠 君
7番	橋 本 武 夫 君	8番	飯 田 洋 君
9番	伊 藤 久 恵 君	10番	六 鹿 正 規 君
11番	藤 田 敏 彦 君	12番	川 瀬 厚 美 君

13番 服部 寿君
 15番 赤尾 俊春君

14番 水谷 武博君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	副市長	福田政春君
教育長	中野昇君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	白木法久君
総務部 地方創生担当部長	高木康一君	総務部次長兼 秘書広報課長	伊藤理恵君
市民環境部長	寺村典久君	健康福祉部長	近藤敏弘君
健康福祉部 施設担当部長兼 サンリバーはつらつ 事務局長	神田勝広君	産業経済部長	日比幸紀君
産業経済部次長兼 農林振興課長併 農業委員会 事務局局長	河合敏明君	建設水道部長	石原敏彦君
教育委員会 事務局局長	伊藤一人君	会計管理者兼 会計課長事務取扱	長谷川誠君
消防長	伊藤定巳君	総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	近藤康成君
総務部 企画財政課長	近藤三喜夫君	代表監査委員	稲垣弘久君

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	伊藤尚幸	議会事務局 議会総務課長兼 議事調査係長	米山一雄
議会事務局 議会総務課 議事調査係 課長補佐 局長	原田憲		

◎開会宣告

○議長（赤尾俊春君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、令和元年海津市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（赤尾俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において13番 服部寿君、14番 水谷武博君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（赤尾俊春君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今定例会は、本日から9月24日までの21日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から9月24日までの21日間とすることに決定しました。

◎報告第10号 平成30年度海津市土地開発基金の運用状況に関する書類の提出についてから認定第13号 平成30年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についてまで

○議長（赤尾俊春君） 日程第3、報告第10号から日程第40、認定第13号までの38議案を一括議題とします。

市長より報告並びに提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 本日、令和元年海津市議会第3回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多忙のところ御参集を賜り、まことにありがとうございます。

今回定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を順次御説明申し上げます。

最初に、報告案件4件について、その内容を御説明申し上げます。

報告第10号の平成30年度海津市土地開発基金の運用状況に関する書類の提出につきまして

は、地方自治法第241条第5項の規定により報告するものであります。

土地開発基金の平成30年度末残高は7億206万9,557円で、前年度末に比べ32万4,770円増加しております。

内訳は、土地1万2,287.05平方メートル、取得金額は1億1,141万3,670円、現金5億9,065万5,887円で、平成30年度中に海津図書館駐車場用地の取得に334万9,600円を支出しました。

また、平成29年度中に取得しました大江緑道事業用地470.81平方メートル、469万8,762円を一般会計で買い戻し、基金利息32万4,770円、繰り入れをいたしました。

詳細につきましては、基金運用状況に関する書類、別冊2と監査委員の審査意見書を別冊4により提出しております。

報告第11号の専決処分の報告につきましては、平成30年11月30日に南濃町駒野地内の県道津島・南濃線において発生した公用車と普通自動車との追突事故について和解し、損害賠償金が決定いたしましたので、令和元年8月5日付で専決処分に付しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告するものであります。

報告第12号の専決処分の承認を求めることにつきましては、海津市役所サーバールームのエアコン室外機2台中1台が故障し、夏を迎える前に早期に修繕する必要がありましたので、令和元年度海津市一般会計補正予算（第3号）を令和元年6月21日付で専決処分に付しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

報告第13号の専決処分の承認を求めることにつきましては、令和元年10月から実施される幼児教育・保育の無償化に伴うシステム改修等の事務経費として、令和元年度海津市一般会計補正予算（第4号）を令和元年7月3日付で専決処分に付しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に人事案件3件について、その内容を御説明申し上げます。

諮問第3号、諮問第4号及び諮問第5号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、令和元年12月31日に任期満了となります南濃町松山680番地14、池田千恵子氏、南濃町津屋2837番地48、永田順一氏を引き続き委員として、また海津町福江の伊藤洋子氏にかわり、海津町平原265番地、服部美智代氏を新たに委員の候補者として3名の方を法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

続きまして、補正予算案件5件について、その概要を御説明申し上げます。

議案第36号の令和元年度海津市一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ3億746万7,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ151億1,074万9,000円とするものであります。

歳出の主なものとしましては、総務費、総務管理費、一般管理費で条例改正に伴う情報公開審査会及び個人情報保護審査会委員報酬3万4,000円、人事管理費で特別職報酬等審議会開催に伴う報酬14万円、企画費で会計年度任用職員制度に伴う財務会計システム改修委託費23万1,000円、ふるさと応援寄附金の増加を見込み、返礼品として報償費1,351万円、パンフレット印刷製本費20万円、支援サービス委託費518万円、その他諸費用89万8,000円を追加し、戸籍住民基本台帳費で法改正に伴う印鑑登録システム改修委託費141万3,000円を追加いたしました。

次に、民生費、社会福祉費、やすらぎ会館管理費で非常用照明修繕費6万6,000円、ゆとりの森管理費で落下の危険がある外壁タイル張りかえ等の修繕費663万4,000円、海津苑管理費で営業休止中の指定管理料及び補償金の追加1,448万円、リニューアル工事費等8,299万7,000円を追加し、児童福祉費、母子福祉費で、子どもの貧困に対応するため、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金として扶助費35万円、保育園費で幼児教育・保育の無償化に伴い公立認定こども園の食糧費214万3,000円を減額し、私立認定こども園等の負担金5,871万円、補助金5万4,000円、教育費指定寄附金により認定こども園及び子育て支援センターに絵本等図書購入費35万円を追加し、生活保護費、生活保護総務費で制度改正に伴う生活保護システム改修委託費123万2,000円を追加しました。

また、前年度事業費の精算に伴い、国及び県への補助金等の返還金を、社会福祉費、社会福祉総務費で生活困窮者自立相談支援事業・生活困窮者就労準備支援事業費等国庫返還金50万4,000円、福祉医療費で福祉医療費県補助金返還金808万円、児童福祉費、保育園費で施設型給付費等国庫及び県負担金返還金120万7,000円、子ども・子育て支援交付金等国庫補助金返還金489万2,000円、生活保護費、生活保護総務費で生活保護生活扶助費等国庫負担金等返還金1,044万4,000円を追加しました。

次に、衛生費、清掃費、し尿処理費で申請者増により浄化槽設置等事業補助金1,172万4,000円を追加しました。

次に、農林水産業費、農業費、農業振興費で、農業法人等に対する機械施設導入に元気な農業産地構造改革支援事業補助金1,211万2,000円、機構集積協力金の県補助金、過年度返還金30万円、農地費で、新たに防災重点ため池に選定されたため池の防災マップ作成業務委託費65万円、農村環境改善センター管理費でふるさと会館の発電機修繕費37万9,000円を追加しました。

次に、教育費指定寄附金を一部財源に、教育費、小学校費、学校管理費で高須小学校の送迎バスの更新費等に934万8,000円、教育振興費で各小学校の図書購入費として150万円、中学校費、教育振興費で、日新及び平田中学校にタブレットパソコン等の購入費932万7,000円、各中学校の図書購入費45万円を追加し、学校管理費で、高須、東江、大江、今尾、海西小学

校のトイレ改修工事実施設計業務委託費1,300万円、東江小学校にて雨漏りが発生したため、屋上防水修繕工事費285万3,000円を追加し、社会教育費、公民館費で、海津公民館の大ホール天井落下防止及び舞台照明改修工事設計業務委託費649万円、福祉センターの非常口ドアの破損による修繕費30万5,000円、生涯学習センター管理費で、図書館部分に雨漏りが発生したため、修繕費77万円を追加しました。

次に、諸支出金、基金費、ふるさと応援基金費で寄附金の一部をふるさと応援基金に積み立てるため、積立金1,521万2,000円を追加し、特別会計費、介護保険特別会計費で介護保険特別会計に対する繰入金23万円、下水道事業特別会計費で下水道事業特別会計に対する繰入金1,335万4,000円を追加しました。

歳入につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴うものとして、分担金及び負担金、民生費負担金で施設型給付費負担金1,152万円、教育費負担金で施設型給付費負担金153万円、諸収入、雑入で、保育園主食代保護者負担金48万7,000円を減額し、地方特例交付金、子ども・子育て支援臨時交付金で、子ども・子育て支援臨時交付金2,832万7,000円、国庫支出金、民生費国庫負担金で施設型給付費負担金4,993万円、子育てのための施設等利用給付交付金55万5,000円、民生費国庫補助金で子ども・子育て支援交付金1万8,000円、県支出金、民生費県負担金で施設型給付費負担金1,791万6,000円、子育てのための施設等利用給付交付金27万7,000円、民生費県補助金で子ども・子育て支援交付金1万8,000円、諸収入、雑入で保育部副食費負担金46万円を追加し、国庫支出金、民生費国庫補助金でシステム改修に伴う生活保護適正実施推進事業補助金71万5,000円、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給等に伴う母子家庭等対策総合支援事業補助金84万2,000円、衛生費国庫補助金で浄化槽整備事業補助金193万2,000円、システム改修に伴う母子保健衛生費補助金66万円を追加し、県支出金、総務費県補助金で禹王サミット、ごみ収集カレンダーアプリ、議会動画配信事業への清流の国ぎふ推進補助金99万円、衛生費県補助金、浄化槽整備事業補助金193万2,000円、農林水産業費県補助金で、元気な農業産地構造改革支援事業補助金1,211万2,000円、農業農村整備事業補助金65万円を追加し、寄附金、一般寄附金でふるさと応援寄附金の増を見込み3,500万円、指定寄附金で学校図書及び教育設備充実等に1,900万円を追加し、繰入金で、前年度事業精算に伴う後期高齢者医療特別会計からの繰入金2,249万8,000円を追加し、諸収入、過年度収入で精算による生活保護・介護扶助費等国庫負担金14万6,000円、雑入で機構集積協力金返還金30万円を追加し、市債で歳出事業費に合わせ、民生債で海津苑改修事業債に5,790万円、教育債で海津公民館改修事業債610万円を追加し、繰越金で今回の補正の一般財源として前年度繰越金6,272万6,000円を追加いたしました。

地方債の補正では、海津苑改修事業債の限度額を変更し、海津公民館改修事業債を追加するものです。

議案第37号の令和元年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ3,158万3,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ46億5,398万3,000円とするものです。

補正内容につきましては、前年度保険給付費等交付金額の確定に伴う返納金3,158万3,000円を追加し、その財源に前年度繰越金を充てるものであります。

議案第38号の令和元年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険事業勘定の歳入歳出にそれぞれ7,396万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ35億2,358万5,000円とするものです。

補正内容につきましては、地域支援事業費で海津市地域包括支援センターの日日雇用職員1名分の人件費119万4,000円、諸支出金で前年度事業精算により国・県への償還金7,277万1,000円を追加し、その財源として国庫補助金45万9,000円、県補助金22万9,000円、一般会計繰入金23万円、前年度繰越金7,304万7,000円を充てるものです。

議案第39号の令和元年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ2,249万8,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ7億8,099万8,000円とするものです。

補正内容につきましては、前年度精算に伴い、療養給付費・保健事業費負担金が確定し、雑入で、後期高齢者医療広域連合から療養給付費負担金及び保健事業費負担金の返還金を受けたため、歳出で一般会計繰出金2,249万8,000円を追加するものです。

議案第40号の令和元年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、公共下水道費で汚水処理施設整備構想に基づく変更のため、公共下水道全体計画の見直し・都市計画決定図書作成事業委託費1,335万4,000円を追加し、その財源に一般会計繰入金1,335万4,000円を充て、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ26億2,725万4,000円とするものであります。

続きまして、条例案件10件について御説明を申し上げます。

議案第41号の海津市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例につきましては、地方公務員の非常勤職員等の適正な任用等の確保を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員制度が創設され、その勤務条件を規定するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第42号の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、海津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を初め、関係条例の改正を行うものであります。

議案第43号の海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す

る条例につきましては、情報公開審査会委員及び個人情報保護審査会委員の報酬見直し等のため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第44号の海津市印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、女性活躍推進の観点から、住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、申請した方に限り、住民票や個人番号カードに旧氏を現在の氏と併記することが可能となり、印鑑登録証明事務処理要領の一部も改正されたことから、印鑑登録証明書にも旧氏を併記することとし、あわせて性的少数者への配慮から男女の別を記載しないこととするため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第45号の海津市自治基本条例（理念条例）につきましては、市民が主体となり、まちづくりを行う市民自治の実現のため、市民、市議会及び本市の権利や責務、役割等を明確にするため、新たに本条例を制定するものであります。

議案第46号の海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正がされ、危険物製造所等の設置許可に係る手数料の額が引き上げられたため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第47号の海津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、本市独自の基準を廃止し、消防団員等公務災害補償等共済基金が示す基準に統一するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第48号の海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、欠格条項の見直しをするほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第49号の海津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正され、幼児教育・保育を無償化による食事の提供に要する費用の取り扱いの変更のほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第50号の海津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業等における連携施設の確保に関する基準の緩和の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、その他案件3件について、その内容を御説明申し上げます。

議案第51号の市道路線の廃止につきましては、道路法の規定により、開発に伴う路線の廃止を行うものであります。

議案第52号の令和元年度海津市下水道事業特別会計への繰入変更につきましては、一般会計からの繰入額を変更するもので、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第53号の海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、平成30年度海津市水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、決算認定案件13件について、順次御説明申し上げます。

認定第1号から認定第13号までは、平成30年度海津市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算について、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

別冊2、決算書により、各会計決算のその概要を御説明申し上げます。

初めに、認定第1号 平成30年度海津市一般会計決算におきましては、歳入決算額155億4,646万482円、歳出決算額148億4,756万952円で、歳入歳出差引額は6億9,889万9,530円ありますが、このうち翌年度に繰り越すべき財源を差し引きますと、実質収支は6億9,173万9,530円となりました。

主な事業といたしましては、子育て支援センター解体工事、南濃斎苑解体工事、駒野工業団地アクセス道路設備工事、南濃第三市営住宅解体工事、旧南濃学校給食センター解体工事、下多度幼稚園解体工事などを実施しました。

次に、認定第2号から認定第8号までの平成30年度海津市の特別会計で、クレール平田運営特別会計、月見の里南濃運営特別会計、介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計の7特別会計全体での歳入決算額は121億4,281万5,463円、歳出決算額は116億6,601万5,928円で、このうち翌年度に繰り越すべき財源を差し引きますと、実質収支は4億7,674万4,535円となりました。

次に、認定第9号 平成30年度海津市水道事業特別会計決算につきましては、水道事業の業務量としまして、給水戸数が1万2,709戸で、前年度比較48戸の減、年間総有収水量は391万4,467立方メートルで、前年度比0.6%の減となっております。

収益的収支につきましては、水道事業収益が8億4,618万6,415円、前年度比10.6%の増であり、主なものは水道料金であります。

一方、水道事業費用は7億1,722万3,028円、前年度比3.0%の増で、消費税を差し引いた純利益は9,848万1,624円となりましたが、さらに一層経費の削減等に取り組みつつ運営していく所存であります。

資本的収支につきましては、資本的収入が3億8,442万6,190円、資本的支出は、水道施設

更新工事、企業債返還等により7億5,124万3,282円となり、不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、認定第10号 平成30年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算につきましては、年間業務量の入所実績は1万7,360人、1日当たり47.6人で、前年度比5.69%の増、短期入所につきましては1,184人で、前年度比11.18%の減となりました。

収益的収支につきましては、施設運営事業収益の施設介護料、施設利用者負担金等2億4,590万157円で、一方、施設運営事業費は2億4,476万8,860円となり、当期純利益は113万1,297円となりました。

資本的収支につきましては、資本的収入が企業債で6,820万円、資本的支出は、施設改修・改善工事、高圧受変電設備改修工事等で7,382万985円となり、不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金により補填いたしました。

次に、認定第11号 平成30年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算につきましては、年間業務の入所実績は3万2,729人で、前年度比0.1%の増、短期入所は1,431人で同比18.28%の減、通所リハビリは5,160人で同比2.26%の増となりました。

収益的収支につきましては、施設運営事業収益の施設介護料、利用者等使用料等で4億9,059万8,431円、一方、施設運営事業費用は4億8,793万6,801円で、当期純利益は266万1,630円となりました。

資本的収支につきましては、資本的支出分のみでありまして、建設改良費、企業債償還金により8,111万878円となり、不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金により補填をいたしました。

次に、認定第12号、平成30年度の海津市駒野奥条入会財産区会計におきましては、歳入決算額は283万4,615円、歳出決算額は149万4,510円で、実質収支額は134万105円であります。

次に、認定第13号、平成30年度海津市羽沢財産区会計におきましては、歳入決算額は915万9,718円、歳出決算額は57万5,000円で実質収支額は858万4,718円であります。

以上、決算認定案件につきましては、別冊3により、各会計における主要な施策の成果等説明書を提出しております。また、報告案件1件を含む各会計決算認定案件に対します監査委員の審査意見書につきましては、別冊4及び別冊5により付しております。

提出いたしました議案につきまして、提案理由を申し上げましたが、何とぞよろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（赤尾俊春君） 市長より報告並びに提案理由の説明が終わりました。

これから順次、質疑・討論・採決を行います。

なお、報告第10号の平成30年度海津市土地開発基金の運用状況に関する書類の提出につい

ては、地方自治法第241条第5項の規定による報告ですので、質疑・討論・採決は行いません。

日程第4、報告第11号の専決処分の報告についても、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので、質疑・討論・採決は行いません。

続きまして、日程第5、報告第12号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第12号を採決いたします。

お諮りします。報告第12号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、報告第12号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

続きまして、日程第6、報告第13号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第13号を採決いたします。

お諮りします。報告第13号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、報告第13号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

続きまして、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから諮問第3号を採決します。

お諮りします。諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを適任と答申することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定しました。

続きまして、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから諮問第4号を採決します。

お諮りします。諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを適任と答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定しました。

続きまして、諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから諮問第5号を採決します。

お諮りします。諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを適任と答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定しました。

続きまして、議案第36号から議案第52号までの18議案について、順次質疑・採決を行います。

初めに、議案第36号 令和元年度海津市一般会計補正予算（第5号）の質疑を許可します。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第37号 令和元年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第38号 令和元年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第39号 令和元年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第40号 令和元年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第41号 海津市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第42号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第43号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第44号 海津市印鑑条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第45号 海津市自治基本条例（理念条例）についての質疑を許可します。質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

7番 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） では、議案第45号 海津市自治基本条例（理念条例）についてお尋ねをさせていただきます。

この条例案はざっくりと言って、平成27年3月にまちづくり委員会、自治基本条例策定分科会から提出を受けた海津市自治基本条例の素案から市民自治協議会に関する条文を削除して、新たに地域コミュニティへのかかわりに関する条文第11号が追加されたものと考えます。

そこで、第11条の2、市は地域コミュニティ活動の自主性を尊重するとともにその活動を推進しますについて、質問をさせていただきます。

逐条解説では、市は地域コミュニティを協働によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として、市政とのかかわりや役割を認識し、その活動を尊重するものとしてありますけれども、もう少し具体的に、例えばある地区で市民自治協議会をつくりたいというような提案があった場合には、どういうふうになるのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（赤尾俊春君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

1つ目の海津市自治基本条例（理念条例）案の第11条第2項の、市は地域コミュニティ活動の自主性を尊重するとともに、その活動を推進しますの説明を求めますということについて、お答えをさせていただきます。

この条文では、今、議員おっしゃったとおり、逐条解説のとおりでございます。地縁によ

り構成された地区、自治会等々といった地域コミュニティについての基本的な考え方を示しているところでございます。

地域コミュニティは、その地域のことを最もよく知る自治の主体であります。地域福祉、防災、防犯等についてきめ細かな対応をすることができ、よりよい地域をつくり出していくためには、地域の人たちの助け合いと地道な活動がなければなりません。そのため、本市では、地域コミュニティを協働によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として、市政へのかかわりや役割を認識し、その活動を尊重するものとしていますという、まさに今、議員仰せの逐条解説のとおりでございますが、例えば市民自治協議会をつくりたいと希望する地区があった場合という御質問でございますが、今この条例の中で、市民自治協議会の定義がまるっきりない状態でございます。現在、地域コミュニティというのは、いわゆる区だとか、自治会だとかというような形のものを推進していく、市民の皆さんにそうした活動の中で協働をしていただきたいというようなことを想定しておりまして、いわゆる大きな、当初あった小学校区等々の市民自治協議会との認識が必要だという認識がございますが、前回3月の議会でも御答弁をさせていただいたとおり、現時点で一部の地域で進めていくという想定はございませんが、御相談がございましたら真摯に検討をさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○議長（赤尾俊春君） ありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） この議会の前にパブリックコメントもされております。その中の意見として、地域のまちづくりを主体とする組織が必要ではないかという意見がございました。それに対する回答として、今後、地域のまちづくりを主体とする組織が必要として市民から要請される場合等にあっては、別の条例または規則で対応していきたいと考えていますと答えておられます。

また、3月議会の私の一般質問の中でのお答えとして、まず市民協働という一つのスタートラインに立つための自治基本条例を制定させていただいて、その後に本当に地域自治という部分を必要とするのであれば、市民自治協議会、ここについての部分のところも文言として入れていきながら市全体で取り組んでいくというような方向性もあるのではないかというふうに答弁をいただいております。

他市町でいうと、四日市市では、四日市市民自治基本条例（理念条例）を定めた後に、四日市市民協働促進条例を制定しております。このように海津市自治基本条例（理念条例）というものは、あくまでも協働によるまちづくりの第一歩であって、それを進めていくための条例であるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） そのように御理解いただいて結構だというふうに思います。
よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 7番 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） ということなのであれば、この条例の中に条例の見直し規定がないのはちょっといかがなものかなど。例えば四日市では4年以内に見直すというようなことがあります。もしもこの条例をスタートラインとしていろんな協働のまちづくりを進めていくとするならば、それが進んでいくことによって当然条例の中で見直ししなければならない部分というのもし出てくるし、また出てこなければそれが進んでいると言えないような状態だと思うんです。そういったスタートラインにする条例であるというならば、当然見直しの規定とかというものもあってしかるべきではないかと。この部分は委員会での審議にお任せするのがいいのかなあとは思いますが、その見直し規定がないことについてはいかがですか。

○議長（赤尾俊春君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） 見直し規定そのものがあるなしということよりも、理念というのは基本的な考え方であって、考え方を見直すということは必要はないというふうに考えておりますので、先ほど議員おっしゃったとおり、いわゆる具体的なまちづくり条例ですとか、実行性の伴うものを新たにつくっていくべきであって、理念そのものは不変であるというふうに捉えていただければ幸いと存じます。

○議長（赤尾俊春君） ほか、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第46号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第47号 海津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第48号 海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第49号 海津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第50号 海津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第51号 市道路線の廃止についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第52号 令和元年度海津市下水道事業特別会計への繰入変更についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第53号 海津市水道事業会計未処理利益剰余金の処分についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま質疑を行いました議案第36号から議案第51号の18議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号から議案第53号の18議案は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査は9月20日までに終了し、議長に報告をお願いいたします。

続きまして、ここで認定第1号から認定第13号までの各会計の決算審査の結果につきまして、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員 稲垣弘久君。

〔代表監査委員 稲垣弘久君 登壇〕

○代表監査委員（稲垣弘久君） それでは、監査委員の審査結果の報告をいたします。

平成30年度海津市一般会計、7つの特別会計、2つの財産区会計の歳入歳出決算及び基金の運用につきまして、御報告を申し上げます。

去る7月4日から8月23日に関係諸帳簿、証拠書類等の照合など、通常実施すべき審査を慎重に行いました。その結果、審査に付されました平成30年度海津市一般会計決算、平成30年度海津市クレール平田運営特別会計決算、平成30年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算、平成30年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算、平成30年度海津市国民健康保険特別会計決算、平成30年度海津市介護保険特別会計決算、平成30年度海津市後期高齢者医療特別会計決算、平成30年度海津市下水道事業特別会計決算、平成30年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算、平成30年度海津市羽沢財産区会計決算及び平成30年度海津市土地開発基金の運用状況が正確であると認めました。

なお、審査意見書を別冊4でお手元に配付いたしておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

次に、引き続きまして、3つの海津市公営企業会計決算につきまして御報告を申し上げます。

去る5月23日から7月16日に関係諸帳簿、証拠書類等の照合など、通常実施すべき審査を慎重に行いました。その結果、審査に付されました平成30年度海津市水道事業会計決算、平成30年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算、平成30年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算は正確であると認めました。

なお、審査意見書を別冊5でお手元に配付しておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

以上で、審査結果の報告をいたします。

○議長（赤尾俊春君） 代表監査委員の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

最初に、認定第1号 平成30年度海津市一般会計決算の認定についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第2号 平成30年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第3号 平成30年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第4号 平成30年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について、質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第5号 平成30年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第6号 平成30年度海津市介護保険特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第7号 平成30年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第8号 平成30年度海津市下水道事業特別会計決算の認定についての質

疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第9号 平成30年度海津市水道事業会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第10号 平成30年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第11号 平成30年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第12号 平成30年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第13号 平成30年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第13号までについて、議長の指名する委員で構成する決算特別委員会を設置し、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、当委員会に審査を付託したいと思います。

なお、地方自治法第98条第1項の規定による、検閲・検査権を付与するものとしたたい

と思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第13号までの13議案については、議長の指名する委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることとし、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたします。

指名する決算特別委員を議会事務局長から発表させます。

議会事務局長 伊藤尚幸君。

○議会事務局長（伊藤尚幸君） それでは、7名の決算特別委員を発表させていただきます。

1番 里雄淳意議員、2番 二ノ宮一貴議員、3番 松岡唯史議員、4番 松田芳明議員、7番 橋本武夫議員、8番 飯田洋議員、9番 伊藤久恵議員でございます。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） お諮りします。ただいま指名をいたしました諸君を決算特別委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名の諸君を決算特別委員に選任することに決定をいたしました。

ただいま決算特別委員会に付託しました議案につきましては、9月20日までに審査を終了し、議長に報告をお願いいたします。

ここでしばらく休憩をいたします。

この暫時休憩は、委員長の互選をする時間が必要なため、とるものでございます。

（午前10時04分）

○議長（赤尾俊春君） では、互選の結果を伺いましたので、休憩前に続き会議を開きます。

（午前10時05分）

○議長（赤尾俊春君） ここで決算特別委員会の正・副委員長が決定しましたので、議会事務局長から発表させます。

議会事務局長 伊藤尚幸君。

○議会事務局長（伊藤尚幸君） それでは、正・副委員長を発表させていただきます。

決算特別委員会委員長に8番 飯田洋議員、副委員長に1番 里雄淳意議員、以上でござ

います。

◎散会の宣告

○議長（赤尾俊春君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会いたします。

なお、次回は明日9月5日に再開いたしますので、よろしく願いをいたします。

御苦労さまでした。

（午前10時06分）

上記会議録を証するため下記署名する。

令和元年11月21日

議 長 赤 尾 俊 春

署 名 議 員 服 部 寿

署 名 議 員 水 谷 武 博

